

第298回青森県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和2年7月29日(水) 13時30分から14時00分まで

2 場 所 ラ・プラス青い森 3階 プリムラ

3 出席委員 昆委員、下山委員、鈴木委員、川守田委員、日景委員
國分委員、細越委員、佐藤委員、村田委員、油川委員

4 事務局 石坂総務部次長ほか6名

5 議事録署名委員 佐藤委員、村田委員

6 案 件

(1) 諮問・答申事項

○私立専修学校廃止認可

第1号 八戸調理師専門学校廃止認可

○私立各種学校廃止認可

第2号 東北パソコン・ワープロ学院廃止認可

○学校法人解散認可

第3号 学校法人林学園解散認可

○私立専修学校課程廃止認可

第4号 青森中央文化専門学校服飾高等課程廃止認可

○私立専修学校設置者変更認可

第5号 S. K. K. 情報ビジネス専門学校設置者変更認可

○私立各種学校設置者変更認可

第6号 S. K. K. 弘前予備校設置者変更認可

7 会議の公開状況

諮問・答申事項 公開

8 傍聴者

3名

9 議事概要

<開会・辞令交付>

事務局:ただいまから、第298回青森県私立学校審議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、任期満了に伴い改めて就任される委員及び新たに就任される委員に委嘱状を交付いたします。

再任となりますのは、下山美智子様、細越友之様、村田秀俊様です。

また、これまで審議会の委員を務めていただいた鷹山ひばり様に代わりまして、認定こども園八戸文化幼稚園の園長で、八戸市教育委員を務めておられる油川育子様が新たに委員に就任されます。

それでは、委嘱状を交付いたします。各委員におかれましては、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

<石坂総務部次長より委嘱状交付>

事務局:それでは、新たに就任されました油川委員から一言御挨拶をお願いします。

油川委員:(挨拶)

事務局:ありがとうございました。

それでは、開会に当たりまして、石坂総務部次長から御挨拶を申し上げます。

石坂次長:(挨拶)

司会:続きまして、本日の審議会は、今年度初めての審議会ですので、事務局職員を紹介させていただきます。

(川村課長から事務局職員を紹介)

<会議の公開>

司会:次に会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員10名全員が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長): それでは、会議に入ります。はじめに、会議録署名委員を指名します。佐藤委員と村田委員を指名しますので、よろしくお願いします。

審議会は原則として公開することとしております。委員の皆様には、既に本日の資料を配布しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の途中で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、その際はよろしくお願いします。

<副会長の選出>

議長: 次第に従いまして、次第3「副会長選出」に入ります。副会長の選出は、青森県私立学校審議会運営規則第4条第2項の規定で、指名推薦とされております。

どなたか推薦をお願いいたします。

國分委員: 副会長は、これまで審議会の副会長を務められ、今回再任された、下山委員が適任と考え、推薦いたします。

議長: ただいま下山委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

各委員: (異議なし)

議長: 異議がないようですので、下山委員を副会長に決定いたします。それでは、副会長に選任されました、下山委員に御挨拶をお願いします。

下山委員: (挨拶)

議長: では、次第4の「諮問・答申事項」に入ります。

<事務局から各委員に諮問書の写しを配付>

議長: 諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「八戸調理師専門学校廃止認可」及び諮問第3号「学校法人林学園解散認可」については、同一法人に係る案件であることから、併せて事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第1号及び諮問第3号について審議いたします。御意見・御質問等はいかがでしょうか。

発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第1号及び諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 審議の結果、諮問第1号及び諮問第3号については、認可が適当であると答申するものとします。

諮問第2号「東北パソコン・ワープロ学院廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はいかがでしょうか。

発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 審議の結果、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第4号「青森中央文化専門学校服飾高等課程廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第4号について審議いたします。御意見・御質問等はいかがでしょうか。

発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員: (異議なし)

議長: 審議の結果、諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

諮問第5号「S. K. K. 情報ビジネス専門学校設置者変更認可」及び諮問第6号「S. K.

K. 弘前予備校設置者変更認可」については、同一法人に係る案件であることから、併せて事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第5号及び諮問第6号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第5号及び諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: 審議の結果、諮問第5号及び諮問第6号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

<事務局から各委員に答申書案配布>

議長: 答申書の文案につきまして、御異議等ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: 異議がないようですので、文案のとおり、本日付けで答申することとします。最後に、次の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局: 次回審議会は、通常であれば11月中旬ごろになるかと思います。相談を受けていた案件もあるので、それをもって開催したいと考えております。11月の早い段階で皆様の日程を確認させていただきたいのでよろしくお願いいたします。

議長: それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

事務局: 議長ありがとうございました。これをもちまして第298回青森県私立学校審議会を開会します。本日はどうもありがとうございました。